

# 地域活性化総合特別区域指定について（概要版）

## 1. 指定を申請する地域活性化総合特別区域の名称

とやま地域共生型福祉推進特区

## 2. 総合特別区域について

### (1) 区域

#### ① 指定申請に係る区域の範囲

##### i) 総合特区として見込む区域の範囲

富山市、高岡市、射水市、氷見市、小矢部市、魚津市、黒部市、滑川市、砺波市、南砺市、舟橋村、上市町、立山町、入善町及び朝日町の区域。（富山県の区域）

##### ii) 区域設定の根拠

今回申請の取組については、地域共生ホーム（富山型デイサービス）事業者、認知症グループホーム事業者を中心に取り組むこととしているが、現在、両事業とも、ほぼ県内全域で展開されていること。

### (2) 目標及び政策課題等

#### ② 指定申請に係る区域における地域の活性化に関する目標及びその達成のために取り組むべき政策課題

##### i) 総合特区により実現を図る目標

###### ア) 定性的な目標

あかちゃんからお年寄りまで、年齢や障害の有無にかかわらず、住み慣れた地域で生活が継続できる「共生社会の実現」。（富山県において、障害者の雇用の場が拡大することにより、障害者が生き生きと自立した生活を送るとともに、障害者・高齢者の居場所（住まいを含む）が身近な地域で確保されていること。）

###### イ) 評価指標、数値目標及びその設定の考え方

評価指標	現状(H23)	目標(H28)	数値目標設定の考え方
①富山型デイサービスにおける障害者の有償（工賃相当）ボランティア数	14人	50人	福祉的就労の要件緩和、富山型デイサービスの設置促進等により、障害者の有償ボランティア数を増加
②富山型デイサービス事業所数	82箇所	105箇所	富山型デイサービスの起業支援により、設置を促進
③認知症グループホームにおける障害者の受入数	0人	10人	規制緩和により、新たに障害者の受入数を増加

##### ii) 包括的・戦略的な政策課題と解決策

###### ア) 政策課題と対象とする分野

以下のことから、地域に密着した多様な福祉サービスの展開が阻害され、高齢者や障害者が住み慣れた地域で生活を継続することが難しいため、この阻害要因を取り除く必要がある。

①障害者の雇用・就労に対する評価が適切に行われていないこと

②富山型デイサービスにおける、高齢者・障害者・児童が交流することによる効用（高齢者の日常生活の改善等）に着目した評価が十分でないこと

③事業所の人員・設備等の認可基準などが硬直的であること

◇対象とする政策分野：g) 地域の介護・福祉

###### イ) 解決策

###### a) 障害者の雇用・就労の促進（数値目標①関連）

「福祉的就労」の要件緩和などにより、一般雇用による職業的自立が困難な障害者の就労の場を確保するとともに、一般就労へ結び付ける環境を準備する。

###### b) 障害者・高齢者等の地域生活の支援（数値目標②関連）

事業所の認可基準を緩和することなどにより、誰もが住み慣れた地域での生活を継続できるよう、多様な福祉サービスの提供を可能とする。

###### c) 障害者・高齢者の住まいの確保（数値目標③関連）

グループホームなどを設置する事業者を支援することにより、住み慣れた地域での高齢者や障害者の「住まい」を確保する。

iii) 取組の実現を支える地域資源等の概要

a) 地域の歴史や文化

- ・地域共生ホーム（富山型デイサービス）発祥（H5年）の地
- ・富山型デイサービス推進特区の認定（H15年）→H18年全国展開
- ・富山型福祉サービス推進特区の認定（H18年）→H22、H23年一部全国展開

b) 人材、NPO等の地域の担い手の存在等

- ・富山型デイサービス事業所 県内82箇所（H23.4.1現在。ほぼ県内全域に展開）
- ・認知症グループホーム 県内107箇所（H23.4.1現在。ほぼ県内全域に展開）
- ・共生型グループホーム（1階：認知症グループホーム、2階：障害者グループホーム） 県内1箇所

c) 地域内外の人材・企業等のネットワーク

- ・富山型デイサービス事業者で組織する「富山ケアネットワーク」の存在
- ・地域共生ホーム全国セミナーの隔年開催による全国的なネットワークの形成

d) その他の地域の蓄積

- ・要支援者を地域住民等が支える「ケアネット活動」の実施（平成15年～）

(3) 事業

③ 目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする事業の内容

i) 行おうとする事業の内容

ア) 事業内容	イ) 事業実施主体	ウ) 当該事業の先駆性
有償ボランティアとしての障害者の雇用（既に実施）（解決策a）関連）	富山型デイサービス事業者	障害者自身がケアを受けながら、他の利用者に対してケアを行うことによる自立促進
富山型デイサービス設置促進のための助成、起業家の育成（既に実施）（解決策a）及びb）関連）	富山県	全国的に先駆的な取組である富山型デイサービス事業への県単独での助成実施
指定通所介護事業所における高齢者及び障害者に対する宿泊サービス等の提供（解決策b）関連）	指定通所介護事業者（富山型デイサービス事業者を含む）	通所介護事業所における宿泊サービスの提供による家族介護者のレスパイト促進
認知症グループホームにおける居宅サービス（福祉用具貸与等）の利用（解決策b）関連）	認知症グループホーム事業者	居宅サービスの利用によるグループホーム利用者の自立促進
障害者の受入も行う認知症グループホームの整備（解決策b）及びc）関連）	左記グループホームの設置を希望する事業者	認知症高齢者と障害者が共に暮らせる住まいの確保
病児・病後児保育事業の拡大（解決策b）関連）	保育所と保育所以外の施設を併せて経営する社会福祉法人	病児・病後児保育事業の拡大による仕事と子育ての両立支援
障害者グループホーム、ケアホームの改築促進（解決策c）関連）	障害者グループホーム等の設置事業者	障害者グループホーム等の整備による障害者の住まいの確保

エ) 関係者の合意の状況

地域協議会における協議において関係者間で合意済み

オ) その他当該事業の熟度を示す事項

既に実施している事業のほか、事業実施主体の提案を受けて国に対し求める規制緩和等の措置を活用して実施する事業

ii) 地域の責任ある関与の概要

ア) 地域において講ずる措置

a) 地域独自の税制・財政・金融上の措置

- ・NPO法人に対する支援税制（法人県民税、不動産取得税、自動車取得税、自動車税）
- ・富山型デイサービス整備に対する助成（新築、改修、環境改善）
- ・富山型デイサービスの起業家を育成する講座及び職員の資質向上を図る研修実施
- ・障害者グループホームの中古住宅取得費・初度設備費に対する助成
- ・障害者グループホーム等の夜間支援体制の整備に対する助成
- ・小規模多機能型事業所併設の高齢者向け住まい（介護安心アパート）の整備に対する助成

b) 地方公共団体の権限の範囲内での規制の緩和や地域の独自ルールの設定

—

<p>c) 地方公共団体等における体制の強化 総合特区推進プロジェクトチームを編成（厚生部長をトップに、次長、関係4課長で構成）</p> <p>d) その他の地域の責任ある関与として講ずる措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・富山型デイサービス事業者で組織する「富山ケアネットワーク」において各種研修事業等を実施</li> <li>・「富山ケアネットワーク」の月1回の定例会に県職員も参加し、意見交換を実施</li> </ul> <p>イ) 目標に対する評価の実施体制 総合特区推進プロジェクトチームによる実務的な評価及び毎年度末に地域協議会での評価を実施。また、富山型デイサービスの普及に関するセミナー等の場を活用して、地域住民の意見を聴取し、地域協議会での議論に反映。</p>
<p>iii) 事業全体の概ねのスケジュール</p> <p>ア) 事業全体のスケジュール 既に実施している事業の他は、国による規制緩和等が必要なことから、当該措置がなされた後、逐次実施</p> <p>イ) 地域協議会の活動状況と参画メンバー構成</p> <p>a) 活動状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成23年9月に、とやま地域共生型福祉推進特区地域協議会を設置。メンバー間においては、Eメールを活用し、申請内容について協議。</li> </ul> <p>b) 参画メンバー構成 富山ケアネットワーク、富山型デイサービス事業者（NPO 法人デイサービスこのゆびと一まれ等）、富山県認知症グループホーム連絡協議会、(社)富山県手をつなぐ育成会、(福)いかわ苑、(福)セナー苑、富山県民間保育連盟、(福)富山県社会福祉協議会、富山県</p>

### 3. 新たな規制の特例措置等の提案について

提案事項	現行の規制等の概要・問題点	具体的な提案内容
就労継続支援B型事業所に関する規模要件の緩和	就労継続支援B型事業所の規模要件が「20人以上の利用」とされており、規模の小さなNPO法人での実施ができない。	「20人以上」の人員を利用させることができることとされている規模要件を「5人以上」に緩和する。
障害者雇用報奨金の要件緩和	障害者雇用報奨金の要件が厳しいことから、小規模事業者への適用が難しい。	適用要件を、障害者雇用月6人以上から月2人以上に緩和するとともに、雇用人数に応じて支給額に差を設ける。
通所介護事業所における高齢者の宿泊及び障害者の受入	通所介護事業所においては、介護サービスとしての宿泊や時間延長が認められておらず、障害者の宿泊も認められていない。	通所介護事業所における宿泊や延長預かりを可能とする（介護サービス）とともに、障害者の受入も可能とする（基準該当）。
認知症対応型共同生活介護利用者の居宅サービス利用	認知症グループホームにおいては、入居者が福祉用具貸与、訪問看護等の居宅サービスを利用できないこととされている。	認知症グループホーム利用者が、福祉用具貸与等の居宅サービスを利用できるよう、基準を改正する。
地域共生加算の創設等介護報酬体系の見直し	富山型デイサービスにおいては、認知症状の改善等利用者に効用が見られるが、介護報酬上の評価がなされていない。	富山型デイサービスにおける多様な利用者が交流することの効用について、介護報酬上の評価を行う。
地域共生ホームに対する報酬加算の適用拡大	介護保険の通所介護事業所である富山型デイサービス（基準該当障害福祉サービス事業所）については、指定障害福祉サービス事業所に比べ、加算適用に格差がある。	基準該当障害福祉サービス事業所において、医療連携体制加算や欠席時対応加算等を適用する。
病児・病後児保育事業の要件緩和及び補助制度の改善	病児・病後児保育事業の実施には、専任の看護師等の配置が必須とされており、看護師等の確保が難しいため、事業の実施が困難となっている。	病児・病後児保育事業の実施の要件となっている専任の看護師等の配置を、兼務の看護師等にも拡大するとともに、補助の対象とするよう、補助制度を改善する。
認知症対応型共同生活介護事業所への障害者受入れ	認知症、障害者のグループホームは、それぞれ定員、職員配置、設備等の基準が定められており、相互利用ができない。	障害者の認知症グループホーム利用を、その定員の範囲内で可能とし、基準該当生活援助として自立支援給付の対象とする。
障害者グループホーム等の改築等に対する補助制度の改善	障害者グループホーム、ケアホームの増改築等に対する補助は、基金での対応が可能となっているが、恒久的なものとはなっていない。	障害者グループホーム、ケアホームの増改築等に対する補助の取扱いを明確にし、制度を恒久的なものとする。



# とやま地域共生型福祉推進特区

## 富山県で実施する必要性

○先駆的な取組を基に申請された「富山型デイサービス推進特区」の認定（H15.11）以降、あかちゃんからお年寄りまで、年齢や障害の有無にかかわらず、住み慣れた地域での生活を支援する地域共生ホームについて、ほぼ全域（82箇所）で展開されている。

○他県に先駆けて、地域住民自らが福祉ニーズを把握し、その解決に取り組む活動（地域総合福祉活動）を行っており、県内では218地区社協で行われている。

## I：目指すべき方向

あかちゃんからお年寄りまで、障害の有無にかかわらず、住み慣れた地域で生活が継続できる「共生社会の実現」（民間の活力を利用したさらなる福祉先進地を目指す）



## II：Iを達成するための課題

①障害者の雇用・就労に対する評価が適切に行われていないこと、②地域共生ホームに対する支援が十分でないこと、③事業所の人員・設備等の認可基準が硬直的であることなどから、地域に密着した多様な福祉サービスの展開が阻害され、高齢者や障害者が住み慣れた地域で生活を継続することが困難な状況となっている。

## III：IIの解決策（必要な取組み）

NPO法人など民間の活力を利用したきめ細やかな福祉サービスの提供

- A 障害者の雇用・就労の促進  
一般雇用による職業的自立が困難な障害者の就労の場を確保
- B 障害者・高齢者等の地域生活の支援  
あかちゃんや高齢者、障害者などが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、多様な福祉サービスを提供
- C 障害者・高齢者の住まいの確保  
高齢者や障害者が可能な限り住み慣れた地域で生活を継続できるようにするため、グループホーム等の住まいの場を確保

## IV：特区の概要（課題を解決するための主な具体的な方策）

### 規制緩和

- | 現状                                                                           | 対策                                               |
|------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------|
| ①福祉的就労（作業所等）の規模要件の緩和（雇用・就労の促進）<br>福祉的就労の実施主体が、大規模授産事業所（20人以上）に限定されている        | 福祉的就労の実施主体を小規模事業所（5人以上）にも拡大し、就労機会を拡大する（更なる要件緩和も） |
| ②障害者雇用報奨金の小規模事業者への適用（雇用・就労の促進）<br>障害者雇用報奨金の要件が厳しいことから、小規模事業者への適用が難しい         | 適用要件を、障害者雇用月6人以上から、月2人以上に緩和する                    |
| ③通所介護事業所での高齢者や障害者の宿泊サービスの提供（地域生活の支援）<br>通所介護事業所においては、高齢者・障害者の宿泊サービスが認められていない | 高齢者の宿泊や延長預かりを可能とするとともに、障害者の宿泊も可能とする              |
| ④認知症グループホームでの居宅サービス利用（地域生活の支援）<br>認知症グループホームでは、福祉用具貸与等の居宅サービスを利用することができない    | 認知症グループホーム利用者が、福祉用具貸与等の居宅サービスの利用を可能とする           |
| ⑤認知症グループホームへの障害者受入れ（住まいの確保）<br>認知症グループホームと障害者グループホームは、相互利用ができない              | 認知症グループホームの定員の範囲内で障害者の利用を可能とし、自立支援給付の対象とする       |
| ⑥障害者グループホームの改築などに対する補助制度の改善（住まいの確保）<br>障害者グループホームの増改築等に対する補助制度は、恒久的なものとはならない | 障害者グループホームの増改築等に対する補助制度を恒久的なものとする                |

### 財政措置

- |                                                                                               |                                                      |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------|
| ①地域共生加算の創設等介護報酬体系の見直し（地域生活の支援）<br>「地域共生ホーム」で高齢者、障害者、乳幼児など多様な利用者が交流することの効用（認知症の改善等）が顕著である      | 多様な利用者が交流することによる効用について、介護報酬上の評価を行い、事業者を支援する          |
| ②地域共生ホームに対する報酬加算の適用拡大（地域生活の支援）<br>「地域共生ホーム」においては、指定障害福祉サービス事業所と同様の支援サービスを行っているが、報酬上の評価がされていない | 指定障害福祉サービス事業所と同様の支援サービスを行う場合、報酬加算を適用するものとする          |
| ③病児・病後児保育事業の要件緩和及び補助制度の改善（地域生活の支援）<br>病児・病後児保育事業の実施は、専任の看護師等の配置が要件となっている                      | 実施要件を兼務の看護師等の配置にも拡大するとともに、この場合でも補助の対象とするよう、補助制度を改善する |

### 効果

①地域共生ホームにおける障害者雇用が促進 + ②地域共生ホームが量的に拡大  
⇒ 障害者の雇用が一層進展 + 高齢者・障害者の居場所が確保  
※ 富山型デイサービス（地域共生ホーム）起業家育成講座の受講者のうち約1/3が県外居住者  
⇒ 特区による本県の取組が成功することで、全国的に障害者雇用が進展、高齢者・障害者の居場所が確保



## とやま地域共生型福祉推進特区

# A 障害者の雇用・就労の促進

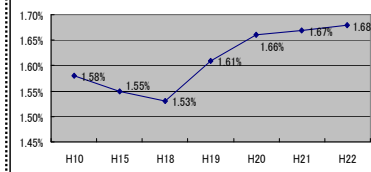
### 現状

- 障害者雇用率  
H22.6現在：1.68%（達成企業割合58.9%）  
全国：1.68%（ " 47.0%）
- 富山型デイサービスにおける有償ボランティアの雇用  
利用者であった者が、有償ボランティアとして役割を果たしながら、継続してスタッフによる支援を受けている

### 富山県のこれまでの取組み

- ・障害者就業・生活支援センターの設置（H14～）
- ・H20：4障害福祉圏域に設置完了
- ・障害者雇用推進員の配置（H15～）
- ・短期職場実習への奨励金（H18～）
- ・職場開拓支援員の設置（H22～）

障害者雇用率の推移



### 今後必要な取組み

- ①一般雇用による職業的自立が困難な障害者の就労の場を確保するため、作業所（就労継続支援事業所）等の設置を促進
- ②事業主の障害者雇用に対する理解を深め、就職や職場定着を支援

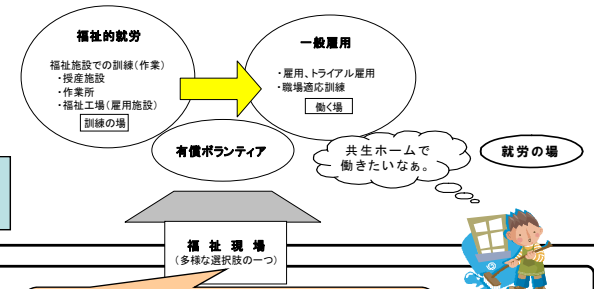


### 課題

- ①「福祉的就労」の実施が大規模事業所に限定されるため、地域に密着した事業者による多様な福祉サービスの展開において障壁となっている
- ②障害者雇用報奨金が小規模事業者に適用できない

### 支援策

- ①福祉的就労の規模要件の緩和 【規制】
- ②障害者雇用報奨金の小規模事業者への適用 【規制】



### 特区実現後の姿

○多様な障害者の就労の場が確保されることにより、能力と適性に応じた働き方が可能となる

・なじみの人間関係による「訓練の場」から「働く場」へ（継続的就労）  
・20～30人集めるのではなく、少人数で。  
・福祉現場が雇用の場！



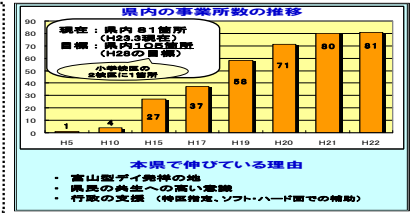
# B 障害者・高齢者等の地域生活の支援

## 現状

- 富山型デイサービス事業所数  
H5: 1ヶ所⇒H23: 82ヶ所
- ケアネット事業実施地区社協数  
H16: 48地区⇒H22: 218地区

## 富山県のこれまでの取組み

- ・民間デイサービス育成事業(H8～富山型デイ支援スタート)
- ・ふれあいケアネット21事業(H15～)
- ・構造改革特区の提案(H15～)
- 富山型デイサービス推進特区(H18.10全国展開)等
- ・富山型デイサービス施設整備補助金(H17～拡充)
- 助成対象を住宅改修、機能向上(備品購入等)に拡大



## 今後必要な取組み

○あかちゃんから高齢者まで、障害の有無にかかわらず住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、多様な福祉サービスを提供する事業者を支援

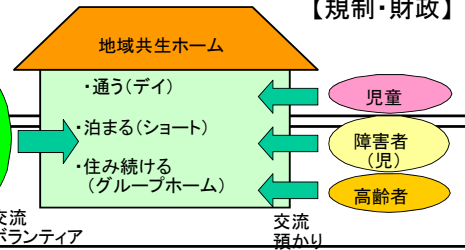


## 課題

- ①多様な福祉サービスを提供するNPO法人への資金手当等が不十分
- ②介護保険法や障害者自立支援法による事業所の認可基準が、NPO法人など地域に密着した事業者による多様な福祉サービスの展開において障壁となっている
- ③共働き家庭における病児・病後児への対応が不十分

## 支援策

- ①地域共生ホームに対する地域共生加算の創設等介護報酬の見直し及び指定障害福祉サービス事業所と同様の加算適用【財政】
- ②指定通所介護事業所における高齢者、障害者の宿泊の容認【規制】
- ③認知症グループホームでの居宅サービスの利用【規制】
- ④病児・病後児保育の要件緩和(補助制度改善)【規制・財政】



## 特区実現後の姿

○住み慣れた地域でのサービス提供体制の充実が利用者の拡大へとつながり、効率的で質の高いサービス提供が可能となる



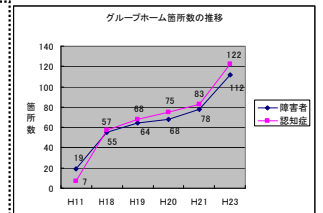
# C 障害者・高齢者の住まいの確保

## 現状

- 認知症グループホーム数  
H21末: 83ヶ所(1,162人)⇒H23目標: 122ヶ所(1,666人)
- 障害者グループホーム数  
H22末: 82ヶ所(472人)⇒H23目標: 112ヶ所(670人)
- 共生型グループホーム(認知症+障害者) 1ヶ所  
「双葉」H21.12開所(入善町) 認知症9人、障害者7人

## 富山県のこれまでの取組み

- ・介護あんしんアパート整備促進(H17～)
- 小規模多機能型事業所併設の高齢者向け住まいの整備
- ・障害者グループホーム等整備補助金(H18拡充)
- 補助率: 1/3→1/2
- 限度額: 3百万円→6百万円



## 今後必要な取組み

○高齢者や障害者が住み慣れた地域で生活を継続できるようにするため、グループホームなどの住まいの場を提供する事業者を支援



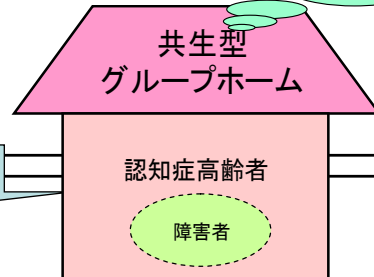
## 課題

- ①県内では、福祉サービスの提供に活用可能な空家が多数存在するが、これらを活用するNPO法人への資金手当等が不十分
- ②介護保険法や障害者自立支援法による事業所の認可基準が、NPO法人などによる多様な福祉サービスの展開において障壁となっている

## 支援策

- ①障害者グループホーム等の改築などに対する補助制度の改善【規制・財政】
- ②認知症グループホームへの障害者受入れ【規制】

・年齢や障害の内容・程度を超えた交流により、生きがいや役割を持ちながら豊かに生活  
・職員や設備等を効率的に活用



## 特区実現後の姿

○NPO法人等によるグループホームの設置が促進され、高齢者や障害者の多様な住まいが確保される

